

血液製剤として使用できない血液の活用

血液製剤として使用される血液は、安全性を確保するためのB型肝炎ウイルス（HBV）、C型肝炎ウイルス（HCV）、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）等の感染症検査、血液型検査、不規則抗体検査等の様々な検査や血液製剤としての規格に適合したものです。これらの検査等により不適合となった血液であっても安全性に問題ない血液については、表6-1に示すように無菌試験等の品質管理試験に使用されます。また、調製されたものの、有効期間を過ぎたものは血漿分画製剤の原料血漿などに利用されています。しかし、表6-2に示すように検査不適

合や検査ができず検査関連減損とした血液や外観不適合、破損、量不足などで製品関連減損とした血液などは有効利用できないため廃棄処分されています。

近年は有効利用の幅を広げ、期限切れ血液などを用いて、人工赤血球開発や血小板製剤の期限延長などの研究用としても利用されています。

今後もできる限り廃棄血液を減らすとともに、国民の皆様様に献血していただいた血液を最大限活用するよう努めてまいります。

表6-1 血液製剤として使用できない血液の活用状況（転用血液）〈平成20年度〉

（本）

	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計
品質管理試験等	106	58,241	11,884	4,606	74,837
原料血漿	113	—	1,095	13,159	14,367
研究開発等	57	9,865	4,194	2,004	16,120
計	276	68,106	17,173	19,769	105,324

（日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成）

表6-2 血液製剤・転用血液として使用できない血液の内訳（廃棄血液）〈平成20年度〉

（本）

	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	計
検査不適格 （感染症マーカー陽性等）	34	106,436	23,752	6,053	136,275
製品化不適格 （量不足・量過多等）	145	18,002	831	4,354	23,332
期限切れ	16	21,992	62	1,175	23,245
その他 （採血後の献血者からの連絡など）	2	2,038	447	164	2,651
計	503	148,468	25,092	11,746	185,503

（日本赤十字社提出資料より厚生労働省作成）